

新居浜市
第3期障がい者計画
第6期障がい福祉計画
第2期障がい児福祉計画



令和3年3月

新 居 浜 市

■ 計画の策定にあたって



近年、障がい者の高齢化や、障がいの状態が重度となり、また複数の障がいを有するほか、多様化が進んでいることに加えて、災害や感染症等が発生した場合の支援体制の確保といった新たな課題やニーズが生まれる中、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう地域全体で支えるシステムの必要性はますます高まっています。

このような中、国においては、障がいに対する理解や障がい者の社会参加の促進に関する取組を着実に進めるため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行（平成28年）をはじめ、「発達障害者支援法」及び「障害者総合支援法」「児童福祉法」、がそれぞれ改正されました。

新居浜市におきましては、これら国の法律に基づき、障がい者施策に関する基本的な考え方や障がい福祉サービス確保のための具体的方策を定めた各種計画を策定するなど、様々な障がい福祉施策に関する取組に努めてまいりました。

また、本年は、本市まちづくりの最上位計画である「第六次新居浜市長期総合計画」がスタートいたします。目指すべき将来都市像「豊かな心で幸せつむぐ 人が輝く あかがねのまち にいはま」をスローガンに掲げ、すべての市民の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう市民、団体、事業者の皆様方とともに、「一人ひとりが輝き、豊かさ、幸せを実感することができる」まちづくりを進めてまいります。

あわせて、長期総合計画に基づく取組を着実に推進するため、地域共生社会の実現に向けた取組を示した「新居浜市地域福祉推進計画2021」を策定するとともに、国の障がい者施策や制度に関する見直しや計画の進捗状況の検証と評価を踏まえた「新居浜市第3期障がい者計画」「新居浜市第6期障がい福祉計画」「新居浜市第2期障がい児福祉計画」を策定し、地域で暮らす人同士のつながりを大切にするとともに、あるべき福祉のまちづくりの実現に向けた取組指針を示すことといたしました。

今後は、各種計画に沿って、「障がいのある人もない人も、お互いの人格と個性を尊重し、共に暮らせる社会の実現」に向け施策を展開してまいりますので、一層のご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました「新居浜市障がい者自立支援協議会」委員の皆様をはじめ、関係団体の皆様、市民の皆様に厚くお礼を申し上げます。

令和3年3月

新居浜市長 石川 勝行

目 次

第1部 総 論	1
第1章 計画の概要	2
第1節 計画策定の趣旨	2
第2節 計画の位置づけ	3
第3節 計画の期間	4
第4節 計画の留意点	5
第5節 計画の対象	5
第6節 基本理念	6
第7節 計画の基本目標	7
第2章 新居浜市の現状	8
第1節 人口・世帯の推移	8
第2節 障がいのある人の動向	9
第3節 保育・教育環境の状況	18
第4節 雇用・就労の状況	20
第5節 経済的支援受給者の状況	20
第3章 実態調査の概要	21
第1節 アンケート調査結果の概要	21
第2節 事業所・団体等調査結果の概要	27
第2部 第3期障がい者計画	37
第1章 新居浜市における障がい者施策の実施状況と課題	38
第2章 施策体系	41
第3章 具体的施策の方向	42
第3部 第6期障がい福祉計画	67
第1章 基本的な考え方	68
第1節 国の基本方針	68
第2節 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方	69
第2章 令和5年度の目標値	71
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	71
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	72
3 地域生活支援拠点等における機能の充実	73
4 福祉施設から一般就労への移行等	73
5 相談体制の充実強化等	74
6 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築	74
第3章 障がい福祉サービス及び指定相談支援の見込量及び確保方策	75
第1節 訪問系サービス	75
第2節 日中活動系サービス	77
第3節 居住系サービス	80

第4節	相談支援（サービス等利用計画等作成）	82
第4章	地域生活支援事業の充実	84
第1節	実施事業	84
第2節	各年度のサービス見込量とその確保のための方策	86
第4部	第2期障がい児福祉計画	91
第1章	基本的な考え方	92
第2章	令和5年度における支援提供体制	93
第3章	障がい児通所支援及び障がい児相談支援等の見込量及び確保方策	95
第1節	障がい児通所支援	95
第2節	障がい児相談支援	98
第3節	発達障がい者等に対する支援	99
第4章	地域生活支援事業の充実	100
第1節	実施事業	100
第2節	各年度のサービス見込量とその確保のための方策	101
第5部	計画の推進体制	103
1	計画推進に向けた基本的取組方針	104
2	計画の推進体制	105
3	計画の進行管理	111
【資料】		113
1	福祉避難所	113
2	本計画の策定過程	115
3	新居浜市障がい者自立支援協議会	116
4	用語解説	119

本計画の表記について

■「障害」を「障がい」と表記することについて

新居浜市では、市が作成する文書等において否定的なイメージがある「害」の漢字をできるだけ用いないで、ひらがなで表記することとしています。

このため、本計画書では、法令の名称、法令からの引用、団体・施設等の固有名称を除き、ひらがなで表記しています。

■年号について

平成31年、平成31年度については、令和元年、令和元年度と新年号に統一した表記にしています。